

お知らせ

必ずチェック最低賃金！

青森県最低賃金改定のお知らせ

①青森県最低賃金が改定されます。金額等は次のとおりです。

時間額 822円
(令和3年10月6日から)

②改定前の青森県最低賃金(793円)から29円の引上げとなります。

③青森県最低賃金は、青森県内で働くすべての労働者に適用されます。

④製造業と小売業の一部には、特定(産業別)最低賃金が定められています。

⑤青森労働局長の許可なく青森県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合は、最低賃金法違反となり、罰則規定(罰金額50万円以下)が適用されることがあります。

⑥業務改善助成金の活用方法等については、「業務改善助成金コールセンター」(☎ 03-6388-6155)にお問合せください。

⑦雇用調整助成金の活用方法等については「雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター」(☎ 0120-60-3999)にお問合せください。

⑧詳しくは、青森労働局ホームページからもご覧になれます。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html>)

◆問合せ先

青森労働局労働基準部賃金室

☎ 017-734-4114

青森県後期高齢者医療広域連合

☎ 017-721-3821

お知らせ

下北県税から

○法人の確定申告がインターネットでできます

青森県では、地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム(通称「eLTAX:エルタックス」)を利用して、インターネットによる法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告受付を行っています。

ご利用方法などの詳細は、下記エルタックスホームページをご覧ください。

HP:

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

◆問合せ先

下北地域県民局県税部課税課

☎ 0175-22-8581

(内線207)

お知らせ

国民年金から

予約でスムーズ！年金相談は予約が便利です！

むつ年金事務所では、ご自身の年金請求手続きや年金額に関する相談、ご家族が亡くなった際の手続き等について、待ち時間なくスムーズにお手続きいただけるように事前のご予約をお願いしております。

◆問合せ先 日本年金機構

予約受付専用電話

☎ 0570-05-4890

◆受付時間 月～金(平日)

8:30～17:15

※ご連絡の際は、「基礎年金番号」のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

お知らせ

募集

イベント情報



お知らせ

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

①保険料が年金から天引き(特別徴収)されている方へ

年金から徴収される保険料額は下記のとおりとなります。

4月・6月・8月・・・

年金振り込み時に本年2月と同額を徴収済(仮徴収)

10月・12月・2月・・・

本年7月に決定した保険料の年額から仮徴収した額を差し引いた残額を分割して徴収(本徴収)

※徴収額は、7月にお送りした保険料額納入通知書でご確認ください。

②お薬代の負担軽減について

ジェネリック医薬品に切り替えることによりお薬代が一定以上安くなると見込まれる方へ「お薬代負担軽減のご案内」を送付(10月末予定)し、どのくらい安くなるかお知らせします。ジェネリック医薬品への切り替えを希望する方は、かかりつけ医師や薬剤師にご相談ください(医師の判断でジェネリック医薬品への切り替えが出来ない場合があります)。

◆問合せ先

東通村税務住民課国民健康保険G

☎ 0175-27-2111